

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(三件)
被爆者一般疾病医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の辞退
土地改良事業の認可(三件)
土地改良法による換地処分(三件)
保安林の指定の解除予定
林業種苗法による講習会の開催
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 ふぐ処理師試験等の実施
土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

告 示

鳥取県告示第千八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山根田地区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年五月十三日現在の地番による。)
古市字西河原田	古市字西河原田の全域
古市字井ノ谷尻	古市字井ノ谷尻六六一の二の一部、六六四の一部、六六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五三の一、六六一の二、六六四と一体をなす国有地の一部
古市字井ノ谷下 モ平	古市字井ノ谷尻のうち六六一の二の一部、六六四の一部、六六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五三の一、六六一の二、六六四と一体をなす国有地の一部以外の区域 古市字井ノ谷下モ平七〇三の三
	古市字井ノ谷下モ平のうち七〇三の三以外の区域

<p>二部字道ノ下タ</p>	<p>二部字道ノ下タのうち三五四の一部、三六三の一部、三六五の一部、三七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三五五、三五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二部字加藤フケ</p>	<p>二部字加藤フケのうち三八一の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 二部字道ノ下タ三六三の一部、三六五の一部、三七〇及びこれらと一体をなす国有地 二部字母里田四〇三の一、四〇四の二、四〇五の一、四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字前河原五三二の八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五三二の一、五三二の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>二部字母里田</p>	<p>二部字母里田のうち四〇三の一、四〇四の二、四〇五の一、四〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>二部字若水</p>	<p>二部字若水のうち四〇七の一の一部、四〇七の二の一部、四一〇の一部、四二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 二部字加藤フケ三八一の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字母里田四〇六の一部及びこれと一体をなす国有地 二部字前河原五三〇の一、五三〇の四、五三〇の七から五三〇の九まで、五三一、五三二の一、五三二の三、五三二の八の一部、五三二の九、五三三の三、五三三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五二九の一、五二九の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>二部字前河原</p>	<p>二部字前河原のうち五三〇の一、五三〇の四、五三〇の七から五三〇の九まで、五三一、五三一の一、五三二の三、五三二の八、五三二の九、五三三の三、五三三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五二九の一、五二九の三、五三二の一、五三二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二部字小谷尻</p>	<p>二部字小谷尻の全域 二部字上ミ小谷七一七、七一八の一、七二二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 二部字古寺生松城九七二の三、九七三の一から九七三の三まで、九七五の二、九七六の二、九七七、九七八、九七九の四、九八三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二部字上ミ小谷</p>	<p>二部字上ミ小谷のうち七一七、七一八の一、七二二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二部字古寺生松城</p>	<p>二部字古寺生松城のうち九七二の三、九七三の一から九七三の三まで、九七五の二、九七六の二、九七七、九七八、九七九の四、九八三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第千八百五十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	田中外科内科	所 在 地	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	指 定 年 月 日	昭和五十八年十二月六日
有限会社常田薬局			鳥取市西町二丁目一〇一	〃	

鳥取県告示第千八十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	常田薬局	所 在 地	鳥取市西町二丁目一〇一	辞 退 年 月 日	昭和五十八年十二月五日
-----	------	-------	-------------	-----------	-------------

鳥取県告示第千八十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良（貝田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県告示第千八十八号

北条町から申請のあつた町営土地改良（江北地区客土、農道整備及び農業用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県告示第千八十九号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（園地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る山根田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る二部下地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る中島地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市覚寺字穴ヶ谷西平八〇二の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び場所

日	時	場	所
昭和五十九年一月二十五日	午前十時から午後五時まで	鳥取市東町二丁目二〇	鳥取県庁本庁舎第三会議室

三 講習科目及び時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込み方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(五千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和五十九年一月十七日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具及び印

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四百十九号

昭和五十八年第十九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年十二月二十日(火) 午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 新成人研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年十二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十八年十二月十七日(土) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和五十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
 - 2 その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和58年12月16日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験期日

- (1) 学科試験 昭和59年1月26日(木) 午前10時から正午まで
- (2) 実地試験 昭和59年1月27日(金) 午前10時から

2 試験場所

- (1) 学科試験 倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県倉吉保健所
- (2) 実地試験 倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格

- (1) ふぐ処理師試験 昭和59年1月26日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- (2) ふぐ調理師試験

<p>調理師法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する調理師</p> <p>4 試験科目</p> <p>(1) ふぐ処理師試験</p> <p>ア 衛生関係法規</p> <p>イ 公衆衛生学</p> <p>ウ 食品衛生学</p> <p>エ ふぐ処理の実施（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）</p> <p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識</p> <p>イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）</p> <p>ウ ふぐ調理の実施（毒性臓器の鑑別を含む。）</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア ふぐ処理師試験</p> <p>イ 受験願書</p> <p>ウ 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>エ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）</p> <p>オ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長（住所地を管轄する保健所長をいう。以下同じ。）の長の証明書</p> <p>イ ふぐ調理師試験</p> <p>ウ 受験願書</p> <p>エ 履歴書</p> <p>オ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）</p>	<p>(エ) 調理師免許証の写し</p> <p>(2) 受験願書の提出先 所轄保健所に提出すること。</p> <p>(3) 受験願書の提出期間 昭和59年1月5日（木）から同月7日（土）まで</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 試験手数料 5,000円（実地試験に用いるフグの代金は含まない。）</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。</p> <p>イ 納付した手数料は、返還しない。</p> <p>7 試験当日の携行品</p> <p>(1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの</p> <p>8 合格者の発表 昭和59年2月8日（水）に所轄保健所に掲示する。</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁 決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。</p> <p>昭和58年12月16日</p>
--	---

鳥取県収用委員会会長 山 舂 博

1 起業者の名称
建設大臣

- 2 事業の種類
一般国道 9 号改築工事 (米子バイパス)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

地名	字	地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の面積	土地に關して権利を有する関係人			
			公簿	現況	公簿	現況		住	氏名	住所	氏名
米子市長砂町		1049 1058	原野 田	山林	110 536	110 536	25 536	米子市長砂町411番地 米子市長砂町411番地 米子市博労町 2 丁目58番地	船川 弘 咨 船川 弘 咨 宗教法人 米子教会 代表役員 忠 治	なし 鳥取県松江市白鳥本町18番地	株式会社 倉敷銀行 山陰合同銀行 代表取締役 三浦 隆 代表取締役 深野 和夫
米子市宗像	安越谷 妙見前	176	田	田	3,196	3,206	3,138	米子市宗像242番地 米子市別所1216番地の1 東京都目黒区中目黒 5 丁目 2 番11号 西伯郡西伯町大字法勝寺424番地 米子市橋本407番地 米子市美吉141番地 米子市宗像223番地の1 鳥取市美萩野 1 丁目34番地 米子市糺町 1 丁目80番地	精山 優 顯 不明、下記の者の全員又は一部 持分 $\frac{1}{5}$ 精山 優顯 持分 $\frac{1}{5}$ 樋口 隆子 持分 $\frac{1}{5}$ 石橋 房枝 持分 $\frac{1}{5}$ 荒田すみゑ 持分 $\frac{1}{5}$ 野口 昭二 持分 $\frac{1}{5}$ 尾 藤 持分 $\frac{1}{9}$ 森本ちやう 持分 $\frac{2}{9}$ 高橋栄美子 庄 司 一 雄	なし	

ただし、
179-1
179-2
179-3
180-1
180-2
181
201
の全部又は
一部

